

鳥栖市監査告示第2号

令和5年1月26日

監査結果報告書

鳥栖市監査委員

川崎 真澄

小石 弘和

鳥 監 第 2000 号

令 和 5 年 1 月 26 日

鳥栖市長 橋 本 康 志 様

鳥栖市監査委員

川 崎 真 澄

小 石 弘 和

定 期 監 査 の 結 果 に つ い て

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により、スポーツ文化部スポーツ振興課の定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり報告します。

## 定期監査結果報告

監査の対象	スポーツ文化部 スポーツ振興課																																																						
監査の期間	令和4年12月19日から令和5年1月25日まで																																																						
監査の方法	<p>令和4年11月30日現在における財務に関する事務の執行状況及び一般事務の執行状況について、提出された資料及び帳簿の全部又は一部について照合、確認を行うとともに、関係職員の説明を聴取し実施した。</p> <p>また、前回の監査結果及び業務上想定されるリスクを基に、契約に係る事務を監査重点項目に設定し、鳥栖市監査基準に準拠し実施した。</p>																																																						
監査の結果	<p>今回の監査において改善を求めた事項は次表に示すとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">出納</th> <th rowspan="2">出張</th> <th rowspan="2">補助金</th> <th rowspan="2">契約</th> <th rowspan="2">財産管理</th> <th rowspan="2">その他</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>収入</th> <th>支出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指摘事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>注意・検討を求める事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>留意すべき事項</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <p>(指摘事項) 法令等に違反又は不当その他適正を欠く事項と認められるもの</p> <p>(注意・検討を求める事項) 指摘事項に該当しないまでも注意あるいは検討すべき事項と認められるもの</p> <p>(留意すべき事項) 注意・検討を求める事項に該当しないまでも注意喚起すべき事項と認められるもの</p> <p>監査対象の事務については、概ね良好に執行されていたが、その一部において、次のとおり注意・検討を求める事項が認められたので、必要な措置等を講じ、改善に努めるよう要請した。</p> <p>なお、留意すべき事項については、その内容を部長等に説明をし、注意喚起を行った。</p> <p><b>◆補助金等交付事務</b></p> <p>○鳥栖市スポーツ振興補助金について</p> <p>鳥栖市スポーツ協会に対する当該補助金の額の確定にあたり、実績報告書等の精査がされていない。</p>								区分	出納		出張	補助金	契約	財産管理	その他	計	収入	支出	指摘事項								0	注意・検討を求める事項				1	1			2	留意すべき事項		1		1	5	1	4	12	計	0	1	0	2	6	1	4	14
区分	出納		出張	補助金	契約	財産管理	その他	計																																															
	収入	支出																																																					
指摘事項								0																																															
注意・検討を求める事項				1	1			2																																															
留意すべき事項		1		1	5	1	4	12																																															
計	0	1	0	2	6	1	4	14																																															

◆契約事務

○契約締結について

契約の保証について、契約締結時点において義務の履行を確保するための担保がない状態となっている。

なお、当該事項は前回の定期監査において留意すべき事項として注意喚起を行っている事項である。